

能美市インターンシップ促進支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内企業に対し、インターンシップに係る費用の一部を補助することにより、より積極的なインターンシップの実施を促し、学生に対する企業の情報発信及び企業への就職を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) インターンシップ 学生が企業において実習・研修等の就業体験を行うことをいう。
- (2) 学生 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学、同法第99条に規定する大学院、同法第108条に規定する短期大学、同法第115条に規定する高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校に在籍する者をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付対象者(以下「対象者」という。)は、市内に本店又は事業所を有する法人又は個人とし、能美市納税等に係る公平性の確保に関する条例(平成22年能美市条例第29号)第2条第2項各号に掲げる市税等を完納しているものとする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 国(独立行政法人を含む)及び地方公共団体
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業を営む者
- (3) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業を営む者
(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象事業は、次に掲げる要件をすべて満たしている事業とする。

- (1) 市内の事業所等で実施するものであること。

- (2) 1日以上の実施期間をもって行うインターンシップであること。
- (3) 採用に関わる選考活動とは直接関係のない事業であること。
- (4) 企業と学生との間に雇用関係がないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象経費は、対象者が負担する次に掲げる経費とする。

- (1) 学生がインターンシップに参加するために要した交通費のうち、対象者が負担した経費
- (2) 学生がインターンシップに参加するために要した宿泊費のうち、対象者が負担した経費
- (3) その他インターンシップの実施に当たり、対象者が負担した経費のうち、市長が特に必要と認めるもの

(補助金額)

第6条 補助金の額は、対象経費の2分の1の額とする。ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を補助金の額とする。

- 2 補助金の交付を受けることができる回数は、同一会計年度において2回までとし、1対象者の同一会計年度内の補助金限度額は、10万円とする。

(交付申請及び実績報告)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象事業終了後速やかに、能美市インターンシップ促進支援事業補助金交付申請及び実績報告書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条の規定により提出された申請書の内容を審査し、適当と認められるものについては、当該申請者に能美市インターンシップ促進支援事業補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定により補助金交付決定及び額の確定の通知を受けた者は、能美市インターンシップ促進支援事業補助金請求書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

る。

(補助金の返還)

第10条 市長は、対象者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。